

令和元年第3回定例会

文教経済常任委員会会議概要

委員長 花田 明 仁

副委員長 工藤 健

1 開催日時 令和元年9月11日（水曜日）

2 開催場所 第3委員会室

3 審査案件

議案第129号 青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第130号 青森市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について

○出席委員

委員長	花田明仁	委員	村川みどり
副委員長	工藤健	委員	木下靖
委員	舘山善也	委員	藤田誠
委員	山本武朝	委員	丸野達夫
委員	中村美津緒		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教育長	成田一二三	経済部参事	高野光広
市民部長	坪真紀子	農林水産部次長	永澤治
経済部長	木村文人	農林水産部次長	佐々木秀文
経済部理事	百田満	農林水産部参事	鳥谷部勝男
農林水産部長	梅田喜次	教育委員会事務局浪岡教育事務所長	長谷川敬
教育委員会事務局教育部長	工藤裕司	教育委員会事務局参事	奥崎文昭
教育委員会事務局理事	佐々木淳	教育委員会事務局参事	葛西俊一
農業委員会事務局長	三上正俊	市民協働推進課長	杉山潔
市民部次長	柿崎哲男	行政情報センター市民課長	佐藤秀彦
経済部次長	荒内隆浩	農業政策課長	小笠原訓史
経済部次長	横内信満	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	岩間憲仁	議事調査課主査	山内克昌
---------	------	---------	------

○花田明仁委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

○花田明仁委員長 初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案2件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第129号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。本案に対する説明を当局から求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第129号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。お手元の資料をごらんください。

まず、制定の理由についてですが、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」、いわゆる「デジタル手続法」の施行に伴い、関係する法律が改正されましたが、住民基本台帳法についてもその一部が改正されましたことから、青森市手数料条例について所要の改正を行うものであります。

改正の概要についてですが、改正前の住民基本台帳法には、「消除した住民票」及び「消除した戸籍の附票」、いわゆる「除票等」に係る交付についての定めがなく、これまで交付等については、住民基本台帳事務処理要領の消除した住民票の写し等の交付は住民票に準じて取り扱うとの考え方にに基づき取り扱ってきたところですが、今般、住民基本台帳法の一部改正により、住民票の除票及び戸籍の附票の除票の写しの交付等の制度の明確化が図られ、同法に、住民票の除票及び戸籍の附票の除票の写しの交付等に関する条文が、それぞれ設けられましたことから、手数料条例においても当該条文を引用する内容の改正を行うものであります。

条例の改正内容につきましては、別紙新旧対照表をごらんください。

手数料条例別表の1、証明手数料の表に、番号8の2として除票記載事項証明手数料を、別表の3、交付手数料の表に、番号5の2として除票の写し交付手数料を、番号6の2として戸籍附票の除票の写し交付手数料を加えるほか、別表の1、証明手数料の表の番号9、戸籍附票記載事項証明手数料及び別表の3、交付手数料の表の番号6、戸籍附票の写し交付手数料につきましては、規定の明確化を図るため、所要の字句の整理等を行うものであります。

なお、これらの事務は現に行っている事務でもあり、手数料については、これまでと同額といたします。

さきの配付資料に戻りまして、施行期日につきましては、公布の日としております。

以上、議案第 129 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決くださるようお願いいたします。

○**花田明仁委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。村川委員。

○**村川みどり委員** 従来の住民票と、除票とは何が除されているのですか。

○**花田明仁委員長** 市民部長。

○**坪真紀子市民部長** 除されているといいますか、住民票について、例えばお引っ越しであるとか、転出して、それが住民票でなくなり——除票というのは過去の住民票というようなものなんですけれども、一定の項目どれかを削ったというものではなくて、お引っ越しとか転出とかによって、また、お名前がかわったりなどして過去の住民票になるといいますか、除票というのはそういうものなんですけれども、項目を削ったというものではないです。

○**花田明仁委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** 私の認識だと、たしか性的マイノリティーの方たちが性別を記載されないような住民票だから、それを交付してもらうために除票というのがあるし、そういうふうな流れになったという認識だったんですけれども、それはどうですか。

○**花田明仁委員長** 市民部長。

○**坪真紀子市民部長** 担当課長のほうからお答えさせていただきます。

○**花田明仁委員長** 市民課長。

○**佐藤秀彦市民課長** 市民課長の佐藤でございます。今、村川委員から質疑のありました住民票の、性別を除いた部分、もしくはこの住民票に記載されている部分の一部を証明するというものについては、除票ではなくて記載事項証明という内容のものになりますので、除票とは別の証明書、記載事項証明というものになります。

○**花田明仁委員長** 木下委員。

○**木下靖委員** この中に、附票というのと除票というのが出てくるんですけども、それはいいんですけども、附票の除票というのはどういうものを指すのですか。

○**花田明仁委員長** 市民部長。

○**坪真紀子市民部長** 戸籍の附票の除票——まず、戸籍の附票というのは、戸籍のものに、それに応じて住所の設定をしたもので、住民票の住所の部分が記載されるというものが、戸籍の附票であります。戸籍の附票の除票というのは、例えば戸籍そのものが除籍であるとか、改製原戸籍になったりした場合、それが除票になったりしますので、そういうふうにかわって、戸籍が除籍になって戸籍の附票の除票……。

○**花田明仁委員長** 木下委員。

○木下靖委員 戸籍の除票というのはわかるのですが、戸籍の附票の除票……。

○花田明仁委員長 市民部長。

○坪真紀子市民部長 戸籍と戸籍の附票というのが別のものであります。今回御提案しておりますのは、戸籍の附票のほうで、戸籍ごとにその戸籍の中に入っている方々の住所が記されているもので、住所の移ったごとにその戸籍の本籍地でそこになったときに、例えば中央町から大野のほうに移ったとか、そのようなものが記載されている表であります。それが、戸籍が除籍になったときに、イコール戸籍の附票も除票になるということで、簡単に言いますと大体そういうことになるのですが。

○花田明仁委員長 いいですか。

○木下靖委員 大まかにはわかりました。

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 129 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 130 号「青森市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 130 号「青森市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本条例の改正概要をまとめました配付資料 1 と新旧対照表の配付資料 2 をごらんください。

それでは、配付資料 1 をごらんください。

まず、提案理由につきましては、奥内小学校、西田沢小学校及び後潟小学校について、複式学級の解消による多様な学びの機会を確保するため、令和 2 年 4 月 1 日から 3 校を統合することとし、統合校の名称及び位置を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、統合校の名称及び位置につきましては、統合後の校名や統合に伴う支援策等について、地域の代表者等から御意見をいただくため「西田沢小学校・奥内小学校・後潟小学校統合準備委員会」を開催し、話し合いを行ってききましたが、準備委員会として校名案を検討した結果、「青森市立北小学校」を

準備委員会としての校名案とすることとし、教育委員会に提案されたところ
であります。

教育委員会といたしましては、3校のPTAや地域の代表者等から組織され
た準備委員会の提案を尊重し、統合後の名称を「青森市立北小学校」とい
たしました。

また、位置につきましては、統合後は奥内小学校の校舎を使用しますこと
から、現奥内小学校の所在地となっております。

次に、改正内容につきましては、青森市立小学校条例別表第3条関係を抜
粋し、「改正前」と「改正後」を記載しておりますが、下線部分が改正箇所と
なります。

また、施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

以上、議案第130号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御
議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。村川委
員。

○村川みどり委員 反対するものではないのですが、一応確認で、地
域住民の皆さんの理解というか、合意形成みたいなのは大丈夫でしょうか。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 地域住民の方々の理解は得られてい
るのかということでありましたけれども、これについては、説明会を各地区
小学校区ごとに2回ずつ行っておりまして、理解を得ているというふうなこ
とであります。

以上です。

○花田明仁委員長 木下委員。

○木下靖委員 準備委員会の構成メンバーと、校名を「北小学校」にするに
当たって、ほかの学校名の候補なんかもあったのかどうかをお聞きします。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 準備委員会の構成メンバーについま
しては、3校のPTA会長と全町会長、それから児童館館長、あるいは民生
委員・児童委員協議会会長、そして校長というふうなことで計23名から成っ
ております。それから、学校名につきましては、先ほど御紹介させていただ
きました「北小学校」のほかに、幾つかありましたけれども、主なものとして
は、統合された後使用される「奥内小学校」が非常に多かったということ
であります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。なければ、質疑はこれにて終了
いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**花田明仁委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 130 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)